

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和4年11月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

(1) 八幡市川口堀ノ内111

株式会社 成匠

代表取締役 谷口 慎一

(2) 宇治市槇島町一町田26番地の12

S Y設備工業

安田 真吾

(3) 京都市右京区西京極東衣手町53番地

イーグル設備

居附 篤穂

2 指定期間

令和4年11月17日から令和9年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)